

【超過勤務縮減に向けた主な取組】

1. 各府省を直接訪問しての調査・指導

令和4年度に設置した勤務時間調査・指導室において、各府省を直接訪問して、勤務時間の管理等に関する調査を実施。また、調査等の機会を通じて他律部署・特例業務の範囲を指導。調査・指導を更に充実させるため、令和6年度は対象となる職員数を増やして実施

2. 各府省アンケートを実施し、関係各方面に説明・協力依頼

国会对応業務等の超過勤務への影響や業務量に応じた要員確保の状況等を把握するため、各府省に対してアンケートを実施し、関係各方面に説明や協力依頼

<令和6年度に実施したフォローアップアンケート>

令和6年8月に公表。国会对応業務に係る結果については、同月に人事院総裁が衆議院議長及び参議院議長を訪問して説明

業務量に応じた要員確保については、アンケート結果を踏まえ、今後、各府省の実情を把握し、必要に応じて定員管理担当部局等に協力を依頼

<https://www.jinji.go.jp/content/000005247.pdf>



【参考】令和4年度に実施したアンケート

(1) 国会对応業務に係る結果

令和5年3月に公表するとともに、同年4月に人事院総裁が衆議院議長及び参議院議長を訪問して説明。その後、衆議院議院運営委員会理事会においても説明

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/chokakinmu/choukakinmu_survey.html



※ 令和5年6月、衆議院議院運営委員会理事会において、質問通告に関する申合せがなされました。

(2) 業務量に応じた要員確保及び人事・給与関係業務に係る結果

令和5年4月に公表するとともに、同月に人事院総裁が国家公務員制度担当大臣を訪問して、国会对応業務に係る結果とともに説明して協力を依頼

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/chokakinmu/youinkakuhojinkyu_survey.html



【参考】超過勤務命令の上限（平成31年4月、人事院規則に上限を設定）

各省各庁の長は、以下の範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとされています。

- ・原則として、1箇月について45時間かつ1年について360時間
- ・他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間等

※「他律的業務」…業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務